

議案第 87 号

佐野市いじめ問題再調査委員会条例の改正について

佐野市いじめ問題再調査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 2 年 6 月 5 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市いじめ問題再調査委員会条例の一部を改正する条例

佐野市いじめ問題再調査委員会条例（平成 28 年佐野市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 8 7 号参考資料

佐野市いじめ問題再調査委員会条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。） 第30条第 2 項の規定に基づき、学校（法第 2 条第 2 項に規定する学校のうち、市が設置する小学校、中学校及び義務教育学校をいう。）に係る法第28条第 1 項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行うため、<u>教育委員会</u>の附属機関として、再調査ごとに、佐野市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。） 第30条第 2 項の規定に基づき、学校（法第 2 条第 2 項に規定する学校のうち、市が設置する小学校、中学校及び義務教育学校をいう。）に係る法第28条第 1 項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行うため、<u>市長</u>の附属機関として、再調査ごとに、佐野市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>